

令和元年度 第1回朝来市総合教育会議

次 第

日 時：令和元年10月7日（月）午後1時30分から午後3時まで
場 所：朝来市本庁舎3階301、302会議室

1 開会（挨拶）

- (1) 市長
- (2) 教育長

2 協議事項

- (1) ICT教育進捗状況について
- (2) 適応指導教室について
- (3) 文化財の保存と活用について
- (4) その他

3 その他

- (1) 中学校の部活動等を目的とする転入・転居の考え方について
- (2) 市立小・中学校児童生徒数の今後の推移について

4 閉会

令和元年度 第1回朝来市総合教育会議
名 簿

職 名	氏 名
市 長	多 次 勝 昭
教育委員会	
教 育 長	千 歳 誠 一 郎
教育長職務代理者	青 田 勉
委 員	桑 田 まゆみ
委 員	足 立 武 裕
委 員	高 内 祥 子
関係職員	
市 長 公 室 長	天 野 修 二
教 育 部 長	藤 原 直 樹
教育次長兼 学校教育課長	掃 部 直 樹
学校教育課参事	小 西 浩 司
学校教育課課長補佐	岡 口 徹 也
学校教育課課長補佐	佐 野 あ や 子
文化財課長	中 島 雄 二
事 務 局	
総務課長	笠 垣 和 幸
総務課長補佐	岩 木 幸 司
総務課行政係長	岸 下 寛 志

朝来市総合教育会議資料

協 議 事 項	ページ
(1) I C T教育進捗状況について	1～2
(2) 適応指導教室について	3～6
(3) 文化財の保存と活用について	7～8

報 告 事 項	ページ
(1) 中学校の部活動等を目的とする転入・転居の考え方について	9～11
(2) 市立小・中学校児童生徒数の今後の推移について	12～16

I C T 教育進捗状況について

1 趣旨

新学習指導要領が小学校は令和 2 年度、中学校では令和 3 年度から実施されます。朝来市教育委員会では、朝来市の将来を担う子供たちに、I C T 環境を整備することにより、プログラミング教育を通じて、自分の考えをしっかりとめ、表現出来る力を育成します。

人口減少社会に対する将来の活性化のために I C T を駆使して世界と繋がり、世界に通用する視点とスキルを持つグローバル人材として、朝来市の発展に貢献する人材育成を図ります。

2 整備内容

【小・中学校共通】

- 平成 23 年度に導入したコンピュータ教室のパソコンの更新（13 室、418 台）
- すべての普通教室・特別教室・職員室へ無線 L A N 環境の整備（210 室）
- 担任の指導者用タブレットの整備（196 台）

【小学校のみ】

- 3 クラスに 1 クラス分の児童用タブレットの整備（632 台）
- すべての普通教室・特別教室へ大型提示装置（大型テレビ）の整備（115 台）
- ※中学校の生徒用タブレット及び大型提示装置は、令和 3 年度に整備予定

3 整備の進捗状況

- ・大型提示装置の設置工事及び無線アクセスポイントの設置工事は、教室での作業となるため 8 月末に完了。
- ・コンピュータ教室のパソコンの更新及びタブレット、ネットワークの接続等を 8 月末から順次整備し 9 月末に完了。

4 運用支援状況

- ・8 月末に、小学校・中学校別々に I C T 機器の操作研修会を、各学校代表（3 名程度）を対象に実施。
- ・操作研修会を受講した教職員が各学校内で伝達講習、操作研修会を行い、スキルアップを図る。
- ・プログラミング教育の進め方、情報モラル、I C T スキルアップ等の課題解決のための I C T 環境整備推進委員会を実施。

朝来市教育用ICT環境整備計画

令和元年度		ICT機器環境整備	研修会	ICT環境整備推進委員会	公開授業	
4月	上旬					
	中旬					
	下旬					
5月	上旬			第1回委員会		
	中旬			・機器等の整備内容 の最終確認		
	下旬	入札				
6月	上旬	業者決定				
	中旬					
	下旬					
7月	上旬					
	中旬					
	下旬	・大型提示装置設置 工事 ・無線LAN設置工事	教育研修所悉皆研修			
上旬			第2回委員会			
8月	中旬			・関西教育ICT展への 参加		
	下旬	・パソコン更新 ・タブレット整備 ・ネットワーク接続等	小・中学校研修会			
	上旬					
9月	中旬					
9月	下旬		教頭会での研修			
	上旬	運用開始	・導入業者による各校 での研修会			
	10月	中旬				
下旬						
11月	上旬		・ICT支援員による授 業支援(随時)		11月8日 但馬小学校理科教育研 究 大会(竹田小学校)	
	中旬			第3回委員会		
	下旬			・プログラミング教育のカ リキュラムの作成 ・機器等の活用方法の 研究		
12月	上旬					・授業参観を計画
	中旬					
	下旬					
1月	上旬					
	中旬					
	下旬					
2月	上旬					
	中旬					
	下旬					
3月	上旬					
	中旬					
	下旬					

適応指導教室の設置に向けて

1 適応指導教室（教育支援センター）とは

不登校の児童生徒に対し、学習意欲、自立心、社会性等を育て、学校復帰のための指導・援助を行うため、教育委員会が学校以外の場所に設置する施設。

児童や生徒の在籍校と連携しながら、個別のカウンセリング、集団での指導、教科指導等を行うもので、単に相談を行うだけの施設は含まれない。一定の要件を満たせば、指導を受けた日数を指導要録で出席扱いとできる。

県立但馬やまびこの郷の調査によると、県下 39 市町に適応指導教室が設置されている。

資料 1

2 不登校の現状（市内） (人)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学生	8	8	4	9	5	4
中学生	29	31	28	24	30	25
合計	37	39	32	33	35	29

*長期欠席者（病気や経済的理由）も含む。また、R1 においては、1 学期に 10 日以上欠席した者の総数。

<不登校の定義>

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは、したくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」

3 県立但馬やまびこの郷の利用状況（市内）

不登校児童生徒・保護者を支援する県内唯一の教育施設である。兵庫県内の不登校の小・中学生が宿泊体験活動（4泊5日以内）のスポーツ、調理、制作など、体験活動を通して心も体も元気になり、学校復帰をめざす場所である。

(人)

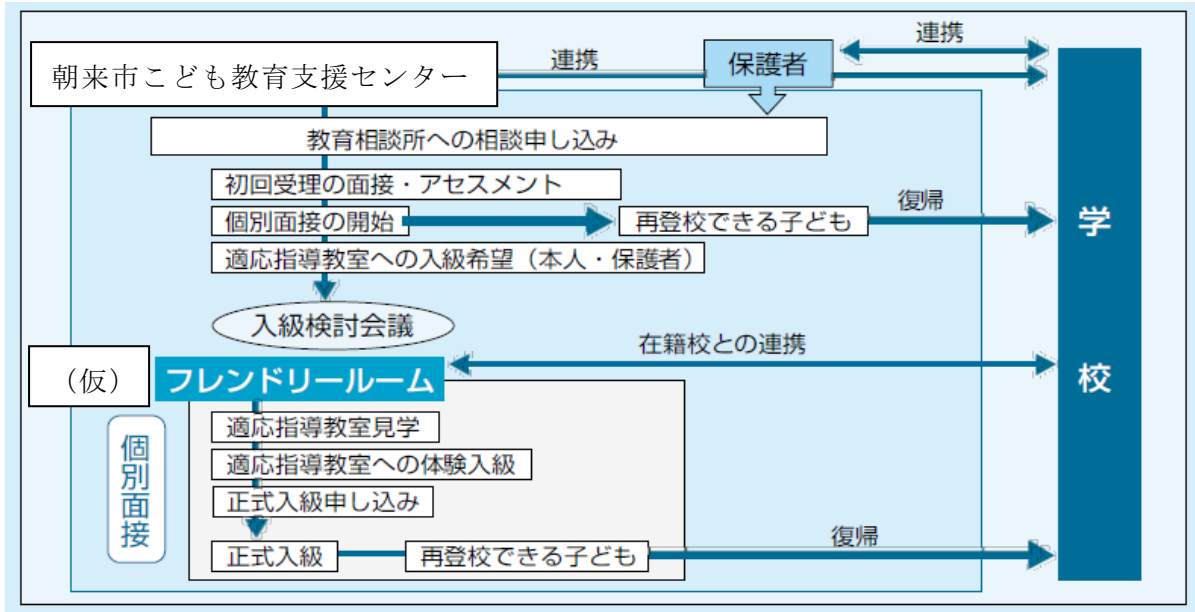
項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学生	56	22	6	5	1	0
中学生	35	42	39	6	1	0
保護者	108	74	53	10	4	1
合計	199	138	98	21	6	1

【注】

・年間延べ利用人数
(1人が複数回利用も含む)

市内不登校生の「県立但馬やまびこの郷」の利用者（回数）は減少傾向である。やまびこの郷は、教育相談も可能だが、日常的な継続支援を提供する施設ではないことから、市内の利用者が減っていると考えている。そのため、気軽に子どもたちが利用できる居場所（教育施設）が市内に必要である。

4 適応指導教室（教育支援センター）の仕組み



<適応指導教室の運営例>

- | | |
|-----------|---|
| ①指導方針の決定 | <input type="checkbox"/> 学校という集団生活への復帰を目指す |
| ②設置場所の選定 | <input type="checkbox"/> 利便性のよい立地 <input type="checkbox"/> 自然環境に恵まれた所 |
| | <input type="checkbox"/> 朝来市こども教育支援センターと併設 |
| ③指導員の確保 | <input type="checkbox"/> 学校教育課職員 1 名兼務 <input type="checkbox"/> 市嘱託職員 1 名 (週 5 日) |
| ④活動日・時間設定 | <input type="checkbox"/> 月～金曜日 9:00～15:00 (祝祭日は休業) |
| ⑤活動内容 | <input type="checkbox"/> 自主・共同活動 <input type="checkbox"/> 教室外体験活動 |
| | <input type="checkbox"/> 学習の援助 |

5 適応指導教室（教育支援センター）設置で期待できる効果

- (1) 「通室できた」ことが自信につながり、「居場所」を見いだす子どもがいる。
- (2) 通室することで保護者とも適度な距離ができ、親子とも表情が穏やかになる。
- (3) 級友や指導員とコミュニケーションをとることが生きる自信につながる。
- (4) 個別学習での積み重ねが「分かる喜び」となり、小・中学校への復帰や高校進学後も登校を続けられる気力と自信へとつながる。
- (5) 将来の自立に向けては、高校進学だけが選択肢ではなく、その他の進路でもここで得たことは力になる。

6 今後の方向性

軽度の発達障害を有する不登校児童生徒が増加しているにもかかわらず、その受け皿が十分整備されていないのが現状です。心身症・神経症等を伴う不登校の子どもたちの教育支援の場として、適応指導教室（こども教育支援センター内）が整備され、受け皿のひとつとして機能していくことが大事である。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 設置に向けた予算措置 | (2) 運営に向けた具体策の検討 |
| (3) 指導員の確保及び育成 | (4) 学校や地域や保護者への積極的な情報発信 |

	市町名	教室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	神戸市	くすのき教室	650-0017	神戸市中央区楠町4丁目2-3 神戸市立青少年補導センター内(分室7カ所)	078-341-0888 078-341-0889	078-341-5633
		ひがし分室	658-0027	神戸市東灘区青木4丁目4-1 (神戸市立本庄小学校内東教育相談所に併設)	078-431-5998	078-431-5998
		きた分室	651-1132	神戸市北区南五葉3丁目1-1(神戸市立南五葉小学校内北教育相談所に併設)	078-594-1633	078-594-1633
		ほくしん分室	651-1312	神戸市北区有野町有野字惣山3990-1(北神出張所会議室内 北神教育相談所に併設)	078-987-3109	078-987-3109
		ながた分室	653-0016	神戸市長田区北町1丁目16(長田教育相談所に併設)	078-579-0806	078-579-0806
		きたすま分室	654-0141	神戸市須磨区竜が台6丁目15-1(神戸市立竜が台小学校内北須磨教育相談所に併設)	078-793-5422	078-793-5422
		たるみ分室	655-0893	神戸市垂水区日向町2丁目4-6(神戸市立垂水小学校内垂水教育相談所に併設)	078-707-4069	078-707-4069
		にし分室	651-2273	神戸市西区糀台3丁目32-1(神戸市立糀台小学校内 西教育相談所に併設)	078-991-6446	078-991-6446
2	尼崎市	教育支援室「ほっぷすてつぷEAST」	661-0974	尼崎市若王寺2-18-1	06-4950-0900	
3	西宮市	あすなろ学級	663-8202	西宮市高畑町2-77	0798-65-2002 0798-65-1882	0798-64-5103
4	芦屋市	のびのび学級	659-0028	芦屋市打出小槌町15-9	0797-23-8567	0797-21-6230
5	伊丹市	やまびこ	664-0898	伊丹市千僧1-1	072-780-2480	072-780-2482
6	宝塚市	Palたからづか	665-0827	宝塚市小浜1丁目2-1 宝塚市立教育総合センター内 教育支援課	0797-87-1718(教育支援課) 0797-87-7129(直通)	0797-85-2282
7	川西市	セオリア	666-0033	川西市栄町11-3 パルティK2 北棟 2階 川西市教育支援センター内	072-758-1728(直通) 072-758-8680(代表)	072-759-6484
8	三田市	あすなろ教室	669-1526	三田市相生町17番20 三田市青少年育成センター 2階	079-559-1868	079-559-1870
9	猪名川町	STEいながわ	666-0233	川辺郡猪名川町紫合字火燈山8番地	072-765-2065	072-765-2066
10	明石市	もくせい教室「東部もくせい教室」	673-0883	明石市中崎1-4-1 中崎小学校北校舎4階	078-918-5411(東部)	078-918-5411(東部)
		もくせい教室「西部もくせい教室」	673-0092	明石市二見町東二見454 二見小学校西校舎3階	078-918-5824(西部)	078-918-5824(西部)
11	加古川市	わかば教室	675-0031	加古川市加古川町北在家2718	079-421-5484	079-422-5993
12	高砂市	のびのび教室	676-0823	高砂市阿弥陀町生石61-1 教育センター内(1階)	079-490-4001 079-443-9054	079-443-0919
13	稲美町	ふれあい教室	675-1115	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	079-492-2550	079-492-6962
14	播磨町	ふれあいルーム	675-0182	加古郡播磨町東本荘1丁目5-30	079-435-0545 079-437-4141(直通)	079-437-4193
15	西脇市	はればれ教室	677-0015	西脇市西脇790-15 総合市民センター2階	0795-22-8080(直通) 0795-22-4000	0795-22-6015
16	三木市	みっきいルーム	673-0433	三木市福井1933-12(三木市立教育センター)	0794-83-2020	0794-82-5881
17	小野市	みらい	675-1365	小野市広渡町65	0794-63-4175	0794-63-4175

18	加西市	ふれあいホーム	675-2303	加西市北条町古坂1173番地14	0790-42-3723	0790-42-4221
19	加東市	ふきのとう	673-1461	加東市木梨1131	0795-42-3158 0795-43-0541	0795-43-0559
20	多可町	ほのぼの教室	679-1114	多可郡多可町中区岸上224-17	0795-32-2395	0795-32-4318
21	姫路市	適応指導教室	670-0935	姫路市北条口3丁目29番地	079-224-5843 079-224-5846	079-224-5849
22	神河町	ユース教室	679-3121	神崎郡神河町上岩25番地の1(神河中学校内)	0790-34-0030 0790-34-0303	0790-34-1355
23	市川町	どんぐり	679-2318	神崎郡市川町小畑848番地	0790-26-0001	0790-26-2971
24	福崎町	のぞみ学級	※閉鎖中			
25	相生市	コスモス教室	678-0071	相生市緑ヶ丘4丁目5-5	0791-24-2118	0791-22-7211
26	赤穂市	ふれあい教室	678-0233	赤穂市加里屋中洲3-56	0791-43-7831 0791-43-7851	0791-43-7823
27	たつの市	たつの適応教室(やすらぎの部屋)	679-4167	たつの市龍野町富永1005-1 たつの市福祉会館1階	0791-63-4373	0791-63-4373
		御津適応教室(ゆうあい)	671-1341	たつの市御津町釜屋180-1	079-322-1364 090-3271-4606	
28	宍粟市	さつき学級	679-2579	宍粟市山崎町門前143(山崎幼稚園内)	0790-63-3751	0790-63-3751
29	太子町	太子町適応指導教室	671-1561	揖保郡太子町鯛1369-1 ※郵便不可	079-276-0183	079-276-0183
30	上郡町	上郡町適応教室	678-1213	赤穂郡上郡町上郡500-1	0791-52-5500	0791-52-5500
31	佐用町	佐用町適応指導教室	679-5523	佐用郡佐用町上月787番地2(佐用町役場上月支所 2階会議室)	0790-86-0341	
32	豊岡市	豊岡市子ども支援センター	668-0045	豊岡市城南町23-6 豊岡健康福祉センター3階	0796-24-8303 0796-21-9003	0796-24-8330
33	香美町	香美町教育相談センター(ふれあいルーム)	669-6544	美方郡香美町香住区香住1281-1(香住老人福祉センター1階)	0796-36-3850	0796-36-3850
34	養父市	子どもサポート室	667-0198	養父市広谷250番地	079-664-1627	079-664-1147
35	丹波篠山市	ゆめハウス	669-2734	篠山市宮田240(篠山市役所西紀支所4階)	079-590-8111	079-590-8111
36	丹波市	レインボー教室	669-3804	丹波市青垣町田井縄371	0795-87-2680 0795-87-1771(教育相談室)	0795-87-2681
37	洲本市	びゅーぱる	656-0024	洲本市山手1丁目4番12号	0799-22-4547	0799-22-4547
38	南あわじ市	三原適応教室(ぱる)	656-0492	南あわじ市市善光寺22-1 南あわじ市役所第2別館2階	090-8385-6099 0799-43-5231(内線2261)	
		緑適応教室(ふれんどりー)	656-0122	南あわじ市広田広田206-1 緑老人福祉センター2階	090-8385-7893	
		西淡適応教室(のびのび)	656-0304	南あわじ市松帆古津路970-78	0799-36-5960	
		南淡適応教室(ほっぷ)	656-0502	南あわじ市福良甲300(南あわじ市立図書館内)	0799-53-0234(図書館呼出) 090-8384-9670	0799-53-0235(図書館)
39	淡路市	淡路市立青少年センター「ふれあい教室」	656-1541	淡路市柳沢甲17番地3	0799-86-0244	0799-86-0345

文化財の保存と活用について

1 現状と課題

(1) 朝来市における文化財

朝来市には、現在 235 件の文化財があります。

指定別	件数	所有・管理	件数	主な文化財
国指定	8	市・区	5	竹田城跡・茶すり山古墳・糸井の大カツラ・但馬城ノ山古墳出土品・兵庫県茶すり山古墳出土品
		民間	3	赤淵神社本殿・神子畑鉄橋・八代の大櫓・
国選定	1	混在	1	生野鉾山及び鉾山町の文化的景観
県指定	32	市・区	12	大林寺鰐口・小丸山古墳・羽瀧鉄橋・旧神子畑鉾山事務舎（ムーセ旧居）等
		民間	19	延応寺大ケヤキ・金蔵寺銅鐘・表米神社相撲棧敷・円龍寺金銅菩薩立像・大同寺開山堂等
		混在	1	池田古墳
市指定	137	市・区	53	銀山旧記・但馬国絵図・藤和大将軍スギ・宮神楽・子持勾玉・等
		民間	84	生野鉾山正門門柱・灰吹銀・法宝寺制札・枚田家文書・粟鹿神社勅使門・當勝神社絵馬群・羽瀧獅子舞・進藤家住宅等
国登録	39	市・区	7	旧吉川家住宅（井筒屋）・旧木村酒造場（E N）
		民間	32	旧海崎医院・佐藤家住宅別邸・日下家住宅等
県登録	18	市・区	0	
		民間	18	大歳神社・東西寺・常光寺・観音寺（竹田）
合計	235		235	

(2) これまでの取組

- ① 市内の貴重な史跡、建造物、近代化遺産など様々な歴史文化遺産を総合的に把握し、調査研究、保護を進めるため、平成 27 年度に「朝来市歴史文化基本構想」を策定しました。
- ② 史跡竹田城跡を適切に後世へ継承していくため、平成 27 年度に保存活用計画を、平成 29 年度に整備基本計画を策定し、平成 30 年度から整備工事を行っています。また、普及啓発活動として、ヘリテージ講座や親子見学会などを開催しています。
- ③ 国選定「重要文化的景観生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」の整備計画を、平成 28 年度に策定し、整備工事を平成 30 年度から行っています。また、鉾山町独特の地域の営みを持続していくため、シンポジウム・講演会・見学会などを開催しています。
- ④ 市内に存在し但馬地域を代表する池田古墳や茶すり山古墳をはじめとした、貴重な古墳群の価値を後世に引き継ぐため、各種保存・整備計画を策定しています。
- ⑤ 埋蔵文化財センターにおいて企画展・特別展を定期的で開催し、市内の歴史文化遺産を中

心に紹介しています。

- ⑥ NPO法人日本ハンザキ研究所と連携し、特別天然記念物オオサンショウウオの生息調査・保護・観察会を実施しています。
- ⑦ 市内小学校等への出前講座を行い、子どもたちが地域に愛着を持つよう図っています。
- ⑧ 平成29年に認定された日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」を活用し、構成資産の修理や、普及啓発に向けた講演会、シンポジウムを開催しています。

(3) 課題

- ① 人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域や個人で守り伝えられている歴史文化遺産の継承が困難になってきており、有形の歴史文化遺産の保護要請が増えています。
- ② 歴史文化遺産の価値に対する市民認識をさらに向上させることが急務となっています。
- ③ 市内の資料館の維持管理を今後どう行っていくか検討する必要があります。

2 今後の方向性

(1) 目標

- ① 次世代に朝来市の歴史文化遺産を継承し郷土の誇りを醸成していくため、調査と適切な保存・整備を推進します。
- ② 地域活性化に繋げていくため、歴史文化遺産を活用した仕組みを他の部署と連携して構築し、交流・関係人口の増加をめざします。
- ③ 市民が地域の歴史文化遺産を誇りとして捉え、郷土愛を深め、歴史文化遺産を後世に継承できるよう郷土教育を推進します。

(2) 事業実施方針

- ① 歴史文化遺産の調査を計画的に実施し、その価値を正しく評価し文化財への登録や指定を推進します。なかでも、市内の大型古墳については調査研究を行って価値付けし、文化財・史跡指定等によって適切に保護管理していきます。
- ② 竹田城跡や生野鉾山及び鉾山町の文化的景観をはじめとして、保存整備が必要な歴史文化遺産の整備を行い、後世に引き継いでいきます。
- ③ 次世代への継承が困難な歴史文化遺産については、所有者だけでなく、地域との調整を図り、地域学習一体となって保護管理していく仕組みづくりを推進します。また、郷土芸能などの無形文化財や伝統工芸技術保持者の記録を残し、伝承・育成に取り組みます。
- ④ 埋蔵文化財センターなどで企画展・特別展を開催するとともに、イベントにより市内外に向けた歴史文化遺産の情報発信を推進します。また、学習機会の提供や周知活動に取り組み、郷土愛の醸成と地域の活性化を図ります。
- ⑤ 埋蔵文化財センターの展示や体験学習・現地見学や、学校への出前講座を実施して、地域の特色に合わせた事業を展開し、次世代を担う小中学生への郷土の歴史文化遺産に誇りを持つ教育の強化を図ります。
- ⑥ 特別天然記念物のオオサンショウウオによる環境学習を展開し、自然と共生するまちとして誇りを持つことができる教育を推進します。
- ⑦ 市内の資料館は、それぞれの特色を活かして管理していきます。

中学校の部活動を目的とする転入・転居についての考え方

朝来市教育委員会

1 概要

市立中学校への部活動入部を目的とした転入・転居や特異な居住形態等が問題視されています。

本市教育委員会では、中学生という発達段階や義務教育における部活動の意義から考えたとき、憂慮すべき事態と捉え、引き続き是正指導を行うとともに、本市の基本的な考え方を示していきたいと考えます。

2 現状と課題

中学校の部活動は、学校教育の一環として位置づけられ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任、連帯感の涵養等に資するものであり、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。

しかし、本市において、特定の部活動に入部したいという理由により、他市町から転入の手続きをされる事例が見受けられます。住民票の住所が、生活の本拠地に適正に置かれている事を前提に就学事務を行っており、住民票が区域内に異動すれば就学を許可しています。その中には住所地に保護者が同居していない、複数世帯が賃貸住宅や一戸建て借家で共同生活をする等の実態があります。

3 対応

昨年度「朝来市中学校部活動ガイドライン」を策定し、朝来市における部活動を目的とした校区外就学について、以下のような許可基準を設けることにしました。

(1) 部活動を理由とした市内における指定校変更について【市内に住所がある場合】

転入転居直前に在籍した小・中学校で継続的に行っていた部活動（新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校になく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部に入部することを条件に、その部活動のある近隣中学校への就学を許可します。

ア 市内小学校で2年以上取り組んだクラブ（社会教育分野も含む）が就学すべき市立中学校にないこと、中学校進学後も積極的に同じ種目の部活動に取り組むことを条件に小学校長の証明書を市教育委員会に提出する。

イ 登下校については保護者等が責任をもつこととする。

ウ 希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、通学経路が最も短い中学校を校区外就学の対象校とする。

(2) 部活動を理由とした市外からの区域外就学について【市外に住所がある場合】

認めない。

(例) 丹波市、豊岡市、福知山市等の在住で、部活動を理由とした朝来市内中学校への区域外就学は認めない。

(3) 転入・転居について

以下の項目に該当する者には、強く是正を求める。

ア 全く居住事実がない住所に、転入・転居届を提出した場合。



*住所とは「実際に生活しているところ」ですので、実際に生活していないところに住民登録をして入学（「越境入学」）することは、住民基本台帳法違反になります。越境通学も認められません。

イ 複数世帯が1住居で共同生活をするような実態がある場合。



*義務教育段階であること、安全安心な生活を確保することを考慮し、保護者がお子さんと同居されること。(1住居には1家庭)

4 今後の予定について

(1) 中学校の部活動を目的とする転入・転居についての方針は、令和2年度より適用する。

各中学校や保護者会へ説明するとともに理解を得るように努める。ただし、改訂内容については、本年度中は、猶予期間とする。

(2) 朝来市の「転入・転居についての考え方（改訂版）」をホームページに掲載し、広く市民への啓発活動及び周知徹底を図る。

(3) 「朝来市中学校部活動ガイドライン」の見直しを行い、本年度3月に改訂版を発行する。

中学校の部活動等を目的とする転入・転居についての考え方

中学校の部活動は、学校教育の一環として位置づけられ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任、連帯感の涵養等に資するものであり、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。

しかし、本市において、特定の部活動に入部したいという理由により、転入・転居の手続きをされる事例が見受けられます。その中には住所地に保護者が同居していない、又、旧住所地から保護者が送迎している実態がありました。居住実態のない虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反となります。

本市教育委員会といたしましては、中学生という発達段階や義務教育における部活動の意義から考えたとき、憂慮すべき事態と捉え、転入・転居について下記のとおり整理しました。

記

- 1 義務教育期間は子どもの全人的な人格形成の大切な時期であり、単に中学校の部活動等のためだけに、これまでの友人関係等大切なものとの関係を絶つことは、子どもの人格形成において悪影響が懸念され、教育上好ましくない。
- 2 住所のみを移し他市町村から通学させたり、世帯を分離して転入・転居させたりすることは、子どもたちのこれからの成長において悪影響を及ぼしかねない。また、転入・転居先で既に部活動等を行っている在校生及びその保護者への心情的な配慮も必要である。
- 3 子どもは地域で見守り育てることにより、地域への愛着や誇りを身に付けていくことから、特に必要があると認められる場合を除き、本来、子どもの健やかな成長のためには、実際に生活している校区の中学校に通学することが望ましい。
- 4 中学校の部活動等については、勝利至上主義に陥ることなく、子どもが生涯にわたってスポーツや文化等に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に即した心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。

以上の理由から、本市教育委員会といたしましては、居住実態の無い転入・転居については、認めることはできません。保護者の皆様におかれましては、この主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

令和元年 10 月 1 日
朝来市教育委員会 学校教育課

*転入・転居とは【住民基本台帳法より】

第 22 条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。)

第 23 条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。)

*保護者とは【学校教育法より】

第 1 条 保護者(子に対して親権を行う者〔親権を行う者のないときは、未成年後見人〕をいう。)

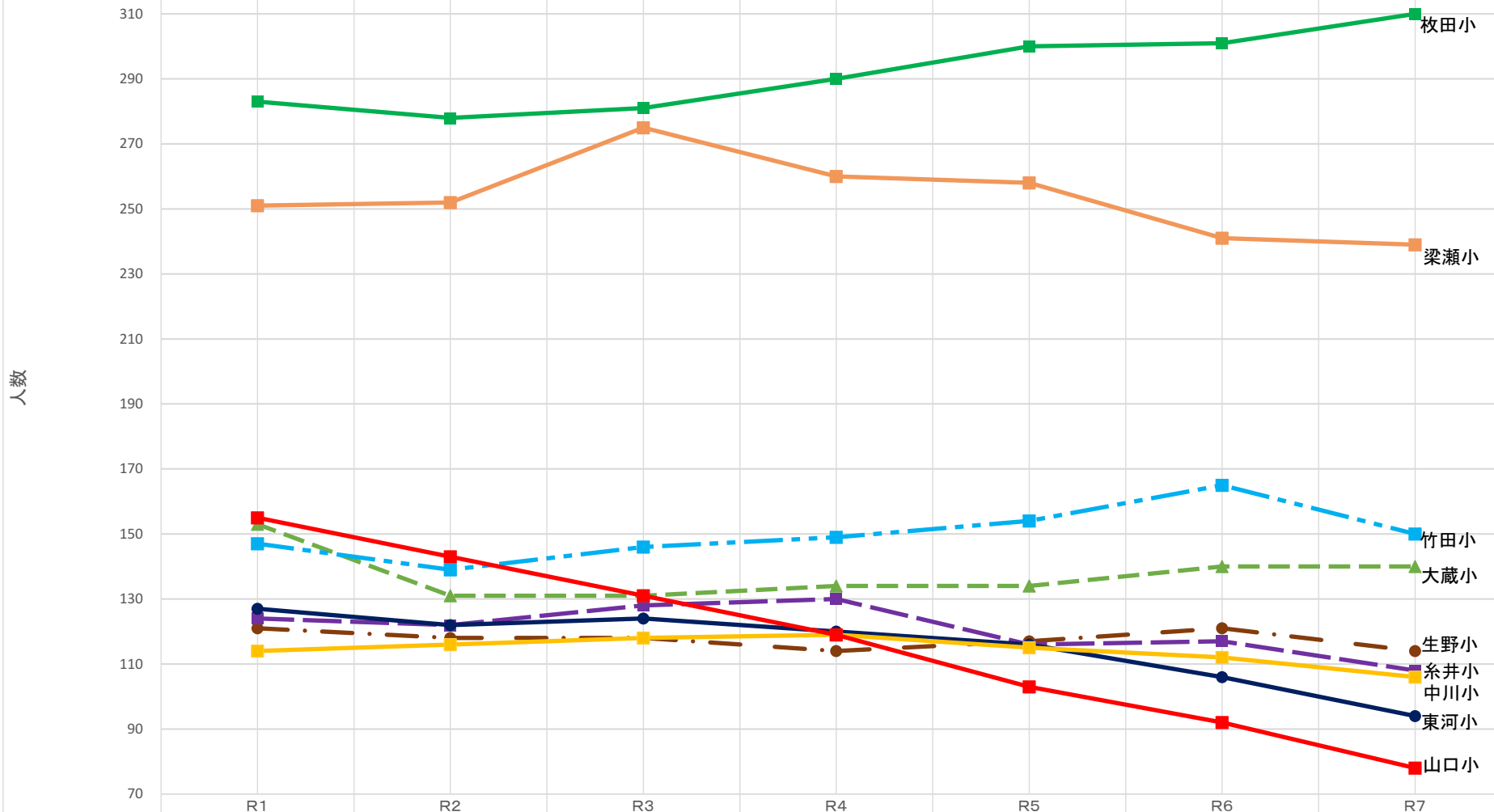
令和元年度～令和7年度児童数(R1.9.1現在)

小学校	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	生野小学校	121	118	118	114	117	121	114
	糸井小学校	124	122	128	130	116	117	108
	大蔵小学校	153	131	131	134	134	140	140
	枚田小学校	283	278	281	290	300	301	310
	東河小学校	127	122	124	120	116	106	94
	竹田小学校	147	139	146	149	154	165	150
	梁瀬小学校	251	252	275	260	258	241	239
	中川小学校	114	116	118	119	115	112	106
	山口小学校	155	143	131	119	103	92	78
	合計9校	1,475	1,421	1,452	1,435	1,413	1,395	1,339

令和元年度～令和13年度生徒数(R1.9.1現在)

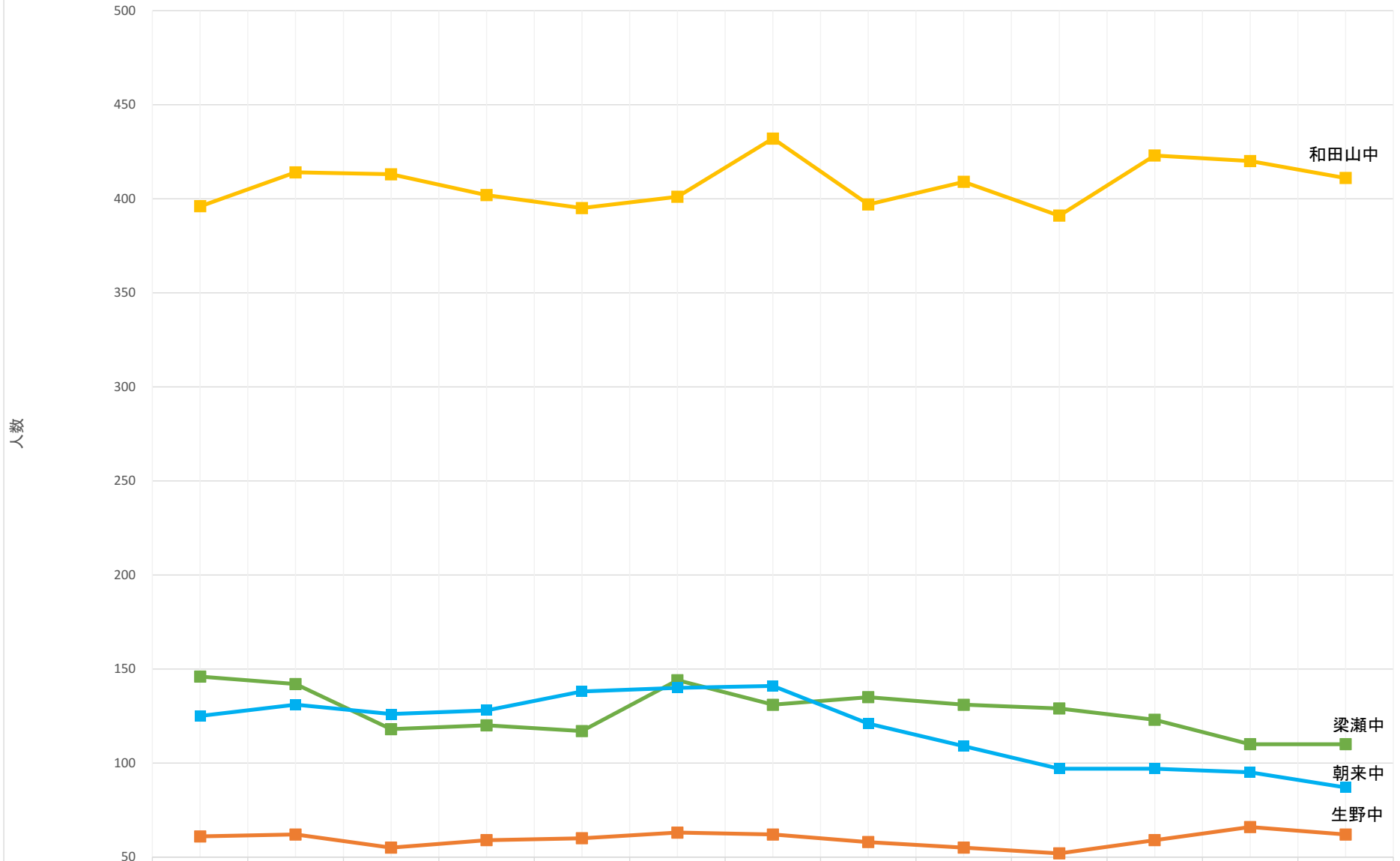
中学校	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	生野中学校	61	62	55	59	60	63	62	58	55	52	59	66	62
	和田山中学校	396	414	413	402	395	401	432	397	409	391	423	420	411
	梁瀬中学校	146	142	118	120	117	144	131	135	131	129	123	110	110
	朝来中学校	125	131	126	128	138	140	141	121	109	97	97	95	87
	合計4校	728	749	712	709	710	748	766	711	704	669	702	691	670
合計	2,203	2,170	2,164	2,144	2,123	2,143	2,105							

R1~R7市内小学校児童数推移



生野小学校	121	118	118	114	117	121	114
系井小学校	124	122	128	130	116	117	108
大蔵小学校	153	131	131	134	134	140	140
枚田小学校	283	278	281	290	300	301	310
東河小学校	127	122	124	120	116	106	94
竹田小学校	147	139	146	149	154	165	150
梁瀬小学校	251	252	275	260	258	241	239
中川小学校	114	116	118	119	115	112	106
山口小学校	155	143	131	119	103	92	78

R1~R13市内中学生徒数推移



生野中学校	61	62	55	59	60	63	62	58	55	52	59	66	62
和田山中学校	396	414	413	402	395	401	432	397	409	391	423	420	411
梁瀬中学校	146	142	118	120	117	144	131	135	131	129	123	110	110
朝来中学校	125	131	126	128	138	140	141	121	109	97	97	95	87

学校の在り方について

(1) 学校統合

統合することにより、学級規模が単学級から複数学級編成となります。クラス替えが可能となり、単学級でずっと続いてきた固定的な関係が切れ、新しい関係を持てるようになり、よい意味での競争心が生まれます。また、中学校では、同学年の担任が複数となり、刺激を受けることができ、教職員数も増えるので、仕事の分担がしやすくなる、部活動の選択肢が増えるなどのメリットが考えられます。

○複数の学級が編成できる場合

メリット

- ①児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との間関係に配慮した学級編成ができる。
- ②児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- ③新たな間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- ④クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- ⑤学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。

○統合により生じる課題

- ①スクールバス等の多様な交通手段の導入。
- ②通学路の安全確保に関する対応。
- ③児童生徒にとっての環境変化への対応。
- ④地域との関係の希薄化を防ぐ工夫。

(2) 小中一貫校

小中一貫教育は、小学校段階と中学校段階の教員が教育上の目標を共有して教育が実施されること、9年間で系統的・継続的な教育カリキュラムが編成されること、9年間学習環境が安定することなどが特徴です。

小中一貫教育を推進し、施設一体型小中一貫校を設置する場合、小規模校への対応や施設効率化を図ることができると考えます。

メリット

- ①小学校から中学校への接続がスムーズに行うことができ、中1ギャップ、不登校の減少につながる。
- ②小学校時の学習で定着しきれなかった内容を中学校の課程において補うことが容易になる。
- ③異年齢のコミュニケーションの機会が増える。
- ④小学生の中学生へのあこがれや中学生の小さい子への思いやりが育まれる。
- ⑤小学校の時から子どもを見続けている先生が中学校にもいるので安心である。

デメリット

- ①小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学する充実感がなくなる可能性がある。
- ②中学生の振る舞いが、小学生の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性にも配慮が必要に

なる。

③小学校と中学校の組織文化、習慣の違いが大きく、その調整に時間がかかる。

④人間関係が9年間固定化しやすい。

(3) 小規模校存続

小規模校では、一人一人に先生が目がとどき、きめ細やかな対応ができるなどの良さがあります。しかし、一方では、学年の人数が少ないため、よい意味での競争心の低下や学校内での人間関係が固定化されてしまいます。また、中学校では、教科担任で授業を行っておりますので、5教科（英語・数学・国語・社会・理科）の教諭の複数確保が困難になったり、美術、技術、家庭科、体育などの専門教諭が非常勤化するなど、望ましい教職員の配置が難しくなります。さらには、部活動においても選択の幅が狭まってしまいます。

メリット

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑥教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。
- ⑦異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑧地域の協力がえられやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ⑨児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

デメリット

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥男女比の偏りが生じやすい。
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。